

令和6年第2回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和6年6月27日 午前10時00分 開会
午前11時22分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪珪
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿本剛也	企 画 部 長	高垣倫浩
総 務 部 長	林本裕明	財 務 部 長	米田匡勝
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教 育 部 長	勝眞由美
上下水道部長	井邑陽一		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	板橋行則	書 記	神橋秀幸
書 記	岸田聖士	書 記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 8番 奥本佳史 9番 松林謙司

7. 議事日程

日程第1 議第43号 工事委託協定の変更協定の締結について（尺土駅舎南側改修工事委託）

- 日程第2 議第39号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第3 議第40号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について
- 日程第4 議第41号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について
- 日程第5 議第42号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第6 請願第1号 葛城市における带状疱疹ワクチンへの一部助成を求める請願について
- 日程第7 議第44号 令和6年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第8 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで報告事項を申し上げます。

各常任委員会における付託議案以外の調査案件等について、本日午前9時より議会運営委員会を開催いただき、ご協議いただいておりますので、議会運営委員長より報告願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 それでは、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきまして、本日午前9時より議会運営委員会を開催し、その取扱いについて、慎重に協議いたしておりますので、その内容について報告いたします。

各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会からは、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項、災害に強いまちづくりに関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に関する事項、この3項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出があり、また、厚生文教常任委員会からは、就学前児童の保育と教育に関する事項、下水道事業の経営戦略に関する事項、その他厚生文教常任委員会の所管に関する事項の3項目を常任委員会の調査事項とし、審査を行いたい旨の申入れがあり、それを付託議案以外の所管事項の調査として審査を願うことに決定いたしました。

なお、これらの調査案件については、閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対して閉会中の継続審査の申出がなされております。

以上、報告いたします。皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

川村議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして、慎重に審査いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査されておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る6月13日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました1議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月19日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、165号線バイパスに関する事項についてであります。

理事者からは、事業費の内訳について、都市計画決定の変更スケジュール、五差路から四

差路に変更となった経緯、また、最近の市長の要望活動について報告がございました。

まず、事業費の内訳については、令和5年度5,000万円の内訳として、太田、南今市、竹内地区の用地買収に3,000万円と、その他委託料や用地取得に係る設計の見直しや管理費用に2,000万円であり、令和6年度5,700万円の内訳として、峯阪池のボーリング調査に1,480万円、その他用地、市文化財調査委託費に4,220万円であるとの報告がありました。

次に、都市計画決定の変更スケジュールについては、現在関係機関と調整中であり、諸手続を経て約10か月かかると見込んでいるとの報告がありました。

次に、五差路から四差路に変更となった経緯については、警察協議において、安全性等を考慮した結果であり、五差路は四差路に比べて走行経路の間違いや対向車との交差点事故の増加、歩行者が青信号で渡りきれないことが発生するなど、危険性が高い。また、四差路は五差路に比べ、渋滞解消についても有利であるという理由である。この内容については、令和2年度開催の當麻区説明会において了承いただいているとの報告がありました。

最後に、最近の市長の要望活動については、令和5年10月、令和6年1月、市長が上京の折、奈良県選出国會議員に陳情書を提出しておられる。先週の上京の際にも要望の上、陳情書を手渡ししていただいた。また、市長が國會議員や近畿地方整備局と同席される会議や勉強会において、本事業の要望をいただいているとの報告がありました。

委員からは、大和高田バイパスが開通すると、山麓線の通行はどうなるのかという問いがあり、歩行者や自転車は通り抜け可能であるが、自動車については、行き止まりになっているという答弁がありました。

また、別の委員から、陳情に最近で3回程度行かれているが、今後の進捗についてどのような感触を持たれているのかという問いがあり、市長から、現在、京奈和自動車道について圧倒的な予算が割かれている状況で、そちらが完了してから進んでいくとなると、まだまだ遅れていくので、並行して進めてもらいたいと働きかけているところであるという答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員から、半世紀以上も取り残され、事業が進んでいないこの道路は、京奈和自動車道や南阪奈道路が接続されて渋滞が顕著となる状況において、一刻も早い開通が望まれている。地域住民の生活水準の向上や緊急車両の通行の妨げの解消等の事情もあることから、情熱を持って取り組んでもらいたいという要望がありました。

次に、都市計画法第34条第11号の規定に基づく指定区域の変更についてであります。理事者からは、令和6年4月1日に指定された葛城市内の都市計画法第34条第11号の指定区域について報告があり、若干の質疑がございました。

次に、登山道整備計画策定に関する事項についてであります。

初めに理事者より、登山道整備計画策定業務に係る成果として、二上山ふるさと公園～馬の背ルートと葛城山布施城ルートの2つのルートの整備に係る計画について報告がありました。

委員からは、二上山は、金剛生駒紀泉国定公園に入っているが、本整備について国の許可を得ることができるのか。ルートとなる土地所有者の許可が得られる見込みがついているの

か。現在、二上山馬の背にバイオトイレが設置されているが、本ルートを整備することによって、登山者が増えた場合、トイレについて考えているのかという問いがあり、国立公園内の整備工事については令和7年度以降にしか申請できないが、奈良県を通じて自然環境整備計画についての申請が必要となる。土地所有者の調査については、現在未実施である。トイレの設置については今回の整備計画には入っていないという答弁がありました。

この答弁を受け、現在、馬の背に設置されているバイオトイレはキャパシティーオーバーな状態にある。大阪府や香芝市から、また、ダイヤモンドトレールを通して金剛山から来られる方もいるので、トイレの新設を当初から計画に入れるべきではないのかという問いがあり、馬の背に設置しているバイオトイレ以外に、大池からのルートにトイレが1つある。また、今年度トイレは麓で済ませていただくよう、誘導看板を2か所設置している。二上神社からのルートについても、市が設置したトイレがあるので、そちらに誘導する看板を今年度中に設置したいと考えている。また、二上山ふるさと公園にもトイレがあるという答弁の後、市長から、二上山のトイレ問題については、ここ数年の懸案事項として取り組んでいる。現在設置しているバイオトイレは奈良県にさせていただいており、補助に係る期間が経過していないので修理しながら使用することになる。トイレを新設するとなれば、場所を変えて設置することになり、今、大阪府側に設置も含めた中での検討と、業者の方には、補助事業としてトイレトレーラーのようなものがあるのかも含め、あらゆる観点から検討を重ねているところであるという答弁がありました。

また、ほかの委員からの、二上山の登山ルートは既に6ルートあり、今回、非正規ルートを新たに整備するということだが、このルートを新たに設けることによってどういう事業効果を考えているのか。布施城ルートについても同時期に計画され、両方合わせると4億円という事業費で国の補助金を入れても、市の単費で、2億円以上負担する上、ランニングコストも必要になる中で、事業の目的についてどのように考えているのかという問いに対して、二上山ふるさと公園～馬の背ルートについては、非正規ルートではあるが、現在も多く登山者が利用しており、それに比例して遭難やけが人、急病等消防署への救難の依頼も増加しているので、このルートを整備することにより、遭難の防止や、万が一の場合の救難作業の迅速化といった効果が期待できる。2つのルートの整備について、登山道を観光ルートに含めることで、市内の周遊と登山やハイキングを絡めたコースの提供が可能となり、多様な観光客のニーズに応えることができる。今後、食事や休憩場所、宿泊施設等への需要が深まっていけば、新たな産業の創出にもつながると考えている。布施城ルートについては、歴史的施設が沿道に立地しており、登山愛好家だけでなく、歴史愛好家にも訪れていただくことで、新たな観光資源となり得るのではないかと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、二上山ふるさと公園～馬の背ルートの登山道を含めた観光ということであれば、道の駅の駐車場問題等もあることから、総合的な周辺整備が必要だと思うが、どうお考えなのかという問いがあり、市長から、二上山はエリアとして、二上山ふるさと公園や「當麻の家」を中心とした観光資源の開発を1つの大きな目標にしている。今回の事業計画は、あくまで登山道の計画ではあるが、道の駅等の駐車場の問題もある。同時に、二上山ふ

るさと公園もこれから来客を望むべき資源だと考えている。二上山も道の駅かつらぎと同じように、駐車場の確保は喫緊の課題であるという認識を持っているという答弁がありました。

ほかの委員から、登山道だけに4億円を投じるので非常に財政規模が大きいと驚いている。補助金があるからというもの、思い切った事業だと思っている。課題もたくさんあるので、慎重に計画を立てて、また、時間もかけて慎重に進めていくという気持ちはあるのかという問いがあり、市長から、二上山の登山ルートについては、東京の高尾山をイメージとして抱いている。エリアとしての開発の最終形はその辺りにあるということで、職員も高尾山に確認に行つて、何が不足するのか、何か勝る部分があるのかという研究から始めたのが数年前の話である。このエリアは非常にポテンシャルとしては高いが、高尾山と比較すると、やはり全然及ばない。それを踏まえてどの辺りまでいけるのかというのが今回の登山道整備の発端になった。当然トイレ問題もあり、できれば軽トラックで上れるような道の整備ができればいいのだが、そこへ行くのにはまだまだ時間がかかる。道の駅や二上山ふさと公園のあるところから登っていただけるようなルートを確認するというのが1つのスタートラインになると考えている。将来的なイメージというのはこれから膨らましていくので、駐車場のように不足するものが必ず出てくる。これから全体事業といっても難しいが、それを確かめながらステップを踏んでいくという作業が必要ではないかという思いであるという答弁がありました。

最後に、観光事業に関する事業についてであります。

初めに、理事者より、ほかの自治体の観光協会の先進事例として、法人化された一般社団法人飛鳥観光協会について、法人化に至った経緯、法人化の進め方、現在の体制、観光協会を法人化するメリットの4つに区分して報告がありました。

委員からは、通常、観光協会は飛鳥観光協会のように、観光関係の業者が集まって組織されていると認識していたが、現在の葛城市観光協会は地元事業者の方とどのような関係なのかという問いがあり、市長から、私のイメージでは、観光協会は商工会の観光版が最終形であると思っている。明日香村の場合は石舞台の入場料等で年間約3,000万円の収入があるので、それを原資に観光協会を別建てし、会員を募られ、会員からは会費を取られている。私がイメージする観光協会というのは、ある種観光に携わる業種が集まって組合をつくり、それが会議を運営するというのが最終形であるという認識を持っている。現在の葛城市の観光協会の立ち上がり方は、行政から行事に関する補助金をつかさどるための団体であったと認識している。葛城市観光協会というのはそういう経緯で出来上がったものなので、そこまでは至っていない状態であり、まだ、観光が観光産業になってはいない。個人個人では皆さん頑張っていただいているが、それが組合を形成してやっていくという段階までには至っていないという思いがあるので、これから行政としての観光と新たな観光協会としての協会設立というのは考えていく必要があるという思いがあるという答弁がありました。

この答弁を受け、イメージとして、そのとおりだと思う。観光事業者が組合の形で観光協会を組織し、まちおこしをやっていただくということで、先日議会も視察した矢掛町のようなすばらしい取組もある。葛城市では事業者がそう多くない中で、いろいろな工夫も必要

かと思うが、一步一步積み上げていけたらと思うという意見や、せんだって議会の研修で視察した観光地域づくり法人略称DMOは観光の1つのキーワードである。DMOでは、行政が旗を振ったところに観光協会が参画するという形が理想的で、そこにプラスアルファで地域での協力者を募らないと、観光として利益を得ることも難しいと思うので、そのようなところにつなげていていただきたいという要望がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

川村議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

14番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る6月13日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託されました4議案と請願1件及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月20日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告申し上げます。

初めに、ごみ収集に関する事項についてであります。

理事者からは、ごみの減量化の状況と、本年2月から委託業者が変更になった資源ごみ等の収集運搬業務等の状況について報告がございました。

委員からは、ごみの収集のトラックについて、市の収集であるということが分かるように葛城市という表記をするなど、工夫してほしいとの要望がございました。

ほかの委員からは、生ごみの減量化を目的に取り組んでいるおひさま堆肥事業について、市民の参加状況はとの問いがあり、広報誌等で周知を行い、菜の花まつりなどで新規モニターの募集も行っている。また、昨年から平日だけでなく、日曜日も受入れを始めさせていた。微量ではあるが、参加者は増えている状況であるとの答弁がありました。

次に、就学前児童の保育と教育に関する事項についてであります。

理事者からは、まず、3月定例会で話がありました延長保育料の返金の状況について、令和6年6月20日までに152世帯に対し、87万7,500円を返還し、残りは3世帯、4,000円となった。3世帯との連絡がつく状態であり、早急に手続きを進めていきたいとの報告がございました。

委員からは、本来葛城市に入ってくるべき収入に対する責任について、顧問弁護士以外にも意見を聞くとしていたが、どのようになったかとの問いがあり、奈良弁護士会所属の別の弁護士に質問させていただいたが、そもそも条例で延長保育料を徴収することができないとなっていたことから、そもそも取るべきでなかったため、取れなかったことに対する責任はないという回答をいただいたとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、今後の対応についてどのように考えているのかという問いがあり、副市長から、現在返還の最中であることから、まずはそこに注力し、その後対応について検討してまいりたいとの答弁がありました。

次に、理事者より待機児童数について報告があり、令和6年4月1日時点では、特定の施設のみを希望しているなどの理由により、保育所などに入所できない特定待機を除いた待機児童数は10名で、特定待機が23名であったが、當麻せいか子ども園の開園により、5月1日時点では特定待機を除いた待機児童数は2名となり、特定待機は14名となったとの説明がありました。

委員からは、特定待機の方への対応はどのようにしているのかとの問いがあり、特定待機になっている方に関しては、入所申込みの際に、第1希望しか書かれていない方がいらっしゃるが、空きのある保育所についてご案内させていただいているとの答弁がありました。

また、委員より、今定例会に提出された議案にも関連するが、国や県を含めた全体の動向として、保育士の配置基準について厳しくする方向性だと感じている。このことは、更なる保育士不足につながると懸念しているので、国、県の動向の情報収集を行っていただき、引き続き報告いただきたいとの要望がありました。

次に、理事者より、當麻せいか子ども園について、5月に開園し、定員165名に対して、市内外合わせて約70名の児童でのスタートとなった。天候の影響で外構部分の工事の遅れが出ているが、6月末に完成する見込みと伺っているとの報告がありました。

委員から、子どもたちの様子はとの問いがあり、園庭はまだ完成していないが、子どもたちはテラスで遊んだり、遊戯室でトランポリンを使ったりと、毎日体を動かしていると聞いているとの答弁がありました。

ほかの委員から、165名の定員に対して70名という児童数であるが、当初よりその想定であったかとの問いがあり、5月からの開園となったことで、4月から當麻せいか子ども園に入園希望であった児童については、他の保育所に行かれた方もいらっしゃるかと推測している。ただ、毎日のように、こども園の見学のご相談を受けている状況であると聞いているので、児童数については今後増えていくのではないかという思いを持っている。また、運営の関係で、現在は4歳児、5歳児の受入れをされていないが、今後、4歳児、5歳児の受入れをしていくと伺っているとの答弁がありました。

次に、小・中学校における児童・生徒への支援に関する事項についてであります。

まず、理事者より、I r o o m、i S p a c e、I r o o mプラスの理念や運用などについての説明がありました。

委員からは、I r o o m等の設置により、ひきこもりなどの児童・生徒数に対して効果は出ているのかとの問いがあり、教育長からは、いわゆる不登校の子ども数としては、減少はしていない。しかし、それぞれの子どもたちの様子を見ると、今までにはなかなか学校に来れなかったが、学校に自分の居場所を見つけることができたという生徒が非常に増えているように感じている。実際に不登校の生徒のうち、登校できるようになったという割合が72%となっており、前年度と比較して20%近く増加しているというところが、I r o o mの一番の成果であると考えているとの答弁がございました。

ほかの委員からは、中学校卒業後に支援が途切れてしまうことはないのかとの問いがあり、ふたかみ教室では、中学校卒業後も来ていただけるよう声かけをしており、実際に来られて

いるという事例もある。また、A I 相談についても、卒業後の方に対しても I Dをお知らせし、引き続きご相談やつながりを持って、支援していけるような体制を取っているとの答弁がありました。

次に、理事者より、不登校支援員について報告があり、学校を退職された管理職の先生や養護教諭を採用し、令和6年度においては、全ての小・中学校に常駐していただいているとの説明がありました。

委員からは、I r o o mの利用がない学校もあったように思うが、全7校に常駐させる理由はとの問いがあり、教育長から、昨年度までは4校のI r o o mにのみ不登校支援員が常駐しており、それ以外の3校のI r o o mについては、生徒が来たときには教員が対応していた。今年度から全ての学校に専属で不登校支援員を配置したため、教員の負担は減っている。また、学校によっては教室の利用がないときもあり、その際には、教室は閉め、支援員の方には、他の業務も兼務するという任用条件をつけているため、支援が必要な生徒のフォローなどを行っていただいているとの答弁がありました。

最後に、下水道事業の経営戦略に関する事項についてであります。

理事者からは、葛城市公共下水道経営戦略第2期の内容について説明がありました。

委員からは、当面は下水道使用料を現行のまま据え置くという話であったが、経費回収率を100%にしようとした場合のシミュレーションはされているのかとの問いがあり、約50%から60%の料金値上げが必要となると試算しており、例えば一般家庭において2か月で20立方メートルの排出をした場合の使用料は現在1,760円であるが、50%を上げると2,600円程度になるであろうと考えているとの答弁がありました。

ほかの委員からは、市民の方にとっては、使用料の現状維持はありがたいことであるが、市の財政が安定することも重要であると思うとの意見がありました。

市長からは、下水道事業の在り方は、人口動向と非常にリンクし、市の地域性や社会状況によって影響されるが、葛城市の場合は人口減少が起こっておらず、安定して若干ずつの使用料収入が増加を見込めているため、それに沿った戦略的なデータ分析をしているところである。財政運営の中で、下水道事業に約2億円ぐらいを一般会計から余分に投資をしているという状況であるが、それは現在の財政運営の中で許される範囲内であるという分析で現状を維持しているとの答弁がございました。

以上であります。このほかにも各委員から質疑がなされ、また、意見、要望が出されていますことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上でございます。

川村議長 次に、会期中に開催されました議会改革特別委員会及び當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会について、各委員長より報告願います。

まず、議会改革特別委員長より報告願います。

1番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会につきましては、6月21日午後2時より開催し、議会改革に関する事項について、市民懇談会、議員定数、一般質問における補足資料の使用の3つの項目についてを協議いたしました。

1つ目の市民懇談会についてであります。市民懇談会は、議会基本条例で、議会、市政及び議会運営について、市民と情報の共有及び意見交換を行うため、市民懇談会を開催するものとする規定されており、3月22日に開催しました本委員会において、議員定数について市民の声を聞いてはどうかという意見もあったことから、開催するに当たり、その日程と開催場所について協議をいたしました。その結果、開催日は令和6年8月24日、開催場所は中央公民館小ホールで、開催時間については未定で、後日詳細を決めるということになりました。

次に、2つ目の議員定数についてでございます。

議員定数については本委員会において以前より協議をしてきましたが、前回の市議会議員選挙において無投票であったことがきっかけとなり、葛城市の議員定数、議員報酬、政務活動費について、類似団体との比較や研修で学んだ計算方式で算出した数値と比較した議員定数、議員報酬、政務活動費の基礎調査報告書を作成いたしました。その調査内容では、葛城市議会議員の15名の定数は決して多くないという結果でしたが、市議会の中で削減すべきという声も多いことから、委員個々に定数についての考えをお聞きしました。この内容については今後議会全員協議会で報告をさせていただき、葛城市議会としての方向性について検討することになります。

最後に、3つ目の一般質問における補足資料の使用についてであります。

一般質問において、補足資料としてパネルを提示することや、システムによる補足資料の表示も希望されていることから、一定の基準の下に実施していくことについて協議をいたしました。その中で、システムによる補足資料の表示の開始時期について協議をし、ペーパーレス会議システム導入後の令和6年12月議会から実施することを確認をいたしました。

以上で本定例会中に開催をいたしました審査状況についての報告といたします。

川村議長 次に、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長より報告願います。

8番、奥本佳史議員。

奥本議員 おはようございます。それでは、議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況をご報告申し上げます。

本委員会につきましては、令和6年6月25日火曜日午前9時30分から開催し、当麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項について報告を願いました。

理事者からは、最初に、3月定例会において説明のあった当麻複合施設のゾーニング案について、その後2回にわたって開催された市民座談会の実施報告と、座談会で出た意見をゾーニング案に反映した変更箇所の説明がありました。主な改善箇所については、親子連れも安心して利用できるように、子ども図書エリア付近にファミリートイレ、授乳室、おむつ交換台を設置する点、多目的スタジオの舞台を高くし、間仕切りを丁字型、T字型です、丁字

型に変更して防音性能を向上させる点、高齢者や車椅子利用者の移動を考慮したエレベーターの設置場所とサイズの変更、そして全てのフロアからの乗り降りを可能とする点など、バリアフリーも踏まえた多数の改善箇所が示されました。さらに、利用者の利便性向上のためのデジタルサイネージやピクトグラム、屋根つきの身体障がい者用駐車場、点字ブロック等の設置についても、今後の詳細設計に反映する予定であるとの報告も受けました。また、概算工事費についても説明があり、基本設計時では約20億円を想定していたが、人件費、建築費の高騰、地下室の倉庫としての活用、自由度を上げた設計変更等を反映して積算し直すと、現時点で約25億円から26億円になる見込みであるとの説明もありました。

以上の報告を受けた質疑では、屋上の活用についてどのように考えているのかという問いがあり、当初、眺望を生かすという付加価値のために屋上の活用を考えたが、現状では建築上の制限でエレベーターの設置ができないため、一案として、車椅子利用者のために階段昇降機を整備する案を示させていただいた。屋上を活用する際の安全対策等にも課題があることから、今後、この屋上活用の検討と並行して、3階の眺望を生かす方法などを検討していくという答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員から、屋上を活用することの費用対効果についてはどのように考えているのかという問いがあり、階段昇降機の設置や階段の広さの変更には想定よりも費用がかかるため、市外施設の屋上利用の状況も鑑みながら検討していきたいという答弁がありました。

また、この答弁を受け、現状の屋上への階段は非常階段なので、そこまで費用をかけて整備する必要があるのかという点も改めて検討いただきたいという意見がありました。

また、別の委員から、公共施設などで屋上を活用するとなれば、全ての市民が利用できるよう配慮してほしいという意見もありました。

続いて、ほかの委員から、今回のバリアフリー観点からの見直しに関して、これまで障がいをお持ちの方や高齢者から意見を伺う機会はあったのか、今後も聞かれる予定はあるのかという問いがあり、直近で身体障がい者の方からバリアフリーに配慮してほしいと意見をいただいている。具体的には、エレベーターを中2階で止めてもらいたい。屋上までエレベーターで行けるようにしてほしいといった内容である。また、今後、障がいをお持ちの方や高齢者からの意見を聞く場については、個々の対応に加え、バリアフリー対策を担当とする課とも意見交換していこうと考えているという答弁がありました。

バリアフリー対策については、昨年6月に示された葛城市当麻複合施設整備基本計画においても対応が示されているところですが、別の委員から、なぜ基本計画時からバリアフリーに配慮した設計ができなかったのかという問いがあり、ゾーニング案の時点では、法に基づいたバリアフリー対策は済んでいたが、4月に行った座談会において、バリアフリー対策について不安の声が大きく、また、それ以降にも直接意見をいただいたことから、今回の改正案につながったという答弁がありました。

続いて別の委員から、庁舎機能が1階ではなく、3階にある理由はという問いがあり、1階の出入口付近には総合案内やデジタルサイネージ、マルチコピー機を設置することで、来

庁者の案内や諸証明書発行等の手続は1階での対応ができる。また、3階に庁舎機能を設置する理由として、複合施設のコンセプトとして、1階のにぎわいのあるスペースから階上に上がるにつれ、静かなスペースとしている点、窓口対応で必要となるじっくりと相談できる体制、相談者のプライバシーの確保が可能となる点、加えて、令和5年度における総合窓口利用者における諸証明書発行利用者数と相談者数の比率、そして文化会館と図書館利用者の利用者数と年齢構成を踏まえ、庁舎機能は3階に設置する計画としたという答弁がありました。

また、ほかの委員から、多目的スタジオや閉架書庫などの面積が、基本計画で示されたものより小さくなっているようだが、影響はないのかという問いがあり、基本計画で示している多目的スタジオの座席数、そして閉架図書の蔵書冊数については、いずれも什器の見直しによって、基本計画の数値は確保している。また、諸室についても多少大きくなったり小さくなったりということは発生するかもしれないが、再度使用人数と稼働率を計算し直しており、基本的には計画内に収まっていると考えているという答弁がありました。

また、別の委員から、エレベーターの仕様や定員はという問いがあり、エレベーターの定員は13名で、中2階に停止する際は両面扉式で、車椅子利用者に配慮した設計となっている。今回の変更ゾーニング案では、暫定的にストレッチャー利用が可能な長方形のエレベーター形状としているが、車椅子が中で回転できる正方形とする案も引き続き検討するという答弁がありました。

また、今回の議論について議長から、今回座談会の報告から始まったが、理事者も議会も、身体に障がいをお持ちの方や高齢者の声を聞いて、想定以上に多くの視点があることを感じ取っていただいたかと思う。特に市民誰一人取り残さない体制を構築することを第一の視点としてやっていかなければならなかったと反省もしていただかなければならないとの意見がありました。

当委員会としても、今回の議論では、バリアフリーに関して非常に多くの意見が出たが、これまでの委員会でも、もう少し深い議論をすべきであったと反省する。理事者におかれては、これから詳細設計に入っていく中で、バリアフリーに限らず、様々な意見を踏まえながら、ブラッシュアップしていただきたい。また、各委員についても建設的な意見を出していただくようお願いすると総括を行いました。

最後に、3月定例会中の委員会において説明予定であった（仮称）當麻複合施設周辺エリアにおける市有地活用についての報告がありました。

理事者からは、まず、サウンディング型市場調査による民間活用の意向調査結果として、複合施設周辺エリアが民間事業者の参入意向及び可能性のあるエリアであること、しかし、無条件に参入者が殺到するエリアではないこと、2階建て以上の建物など大規模な投資の対象としては慎重な意見が多いエリアであるという点が報告されました。現在、この調査によって事業者が想定している施設規模が大まかに判明したので、敷地内の配置等について、モデルプラン及び土地利用計画の概要を作成し、事業者募集条件について整理を行っている。また、今後の事業が円滑に進むよう、関係機関及び関係者である奈良県の農村振興課と建築

安全推進課、大字長尾、長尾水利組合、また、地権者等との事前相談条件などの協議を行っている。そして令和5年度に実施した複合施設周辺エリアの境界確定が完了し、公募や協議に必要となる正式な敷地面積が確定したが、エリア内には論地池を含む一部に未登記地があることから、令和5年度に引き続き、未登記地の解消と整理手続を行っていく。未登記地の解消については法務局と協議中で、相続関係者が多く難航しており、今後はこの進捗と公募時期に関するサウンディング結果も踏まえ、令和7年度をめどに公募時期を定める予定としている。論地池については、サウンディングにより活用を希望する声が多く得られたことから、事前に地盤等について調査を行う予定をしているが、地元水利組合の所有する土地も含まれているため、調査には組合から負担金を徴収することも検討しているとの説明がありました。この周辺エリアの市有地活用については委員から若干の確認の質疑がございました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、多くの意見、要望が出されましたことを付け加えまして、本委員会の審査状況についての報告といたします。

川村議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。日程第1、議第43号を議題といたします。本案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第43号、工事委託協定の変更協定の締結について（尺土駅舎南側改修工事委託）について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、尺土駅の工事に、駅西側の丁字路の拡幅工事を追加する理由はという問いがあり、丁字路の部分は狭窄なため、歩行者が車両の通行に巻き込まれるおそれがあるため、拡幅することで、歩行者が安全に通行できるようにするためであるという答弁がありました。

この答弁を受け、道路の拡幅工事を鉄道会社に委託する理由はという問いがあり、現場付近には線路があることから、工事の際には鉄道会社との協議や立会いが必要であるため、尺土駅の工事に含めることで、道路拡幅の早期完了に向けた工期調整が容易となるためであるという答弁がありました。

また、別の委員から、なぜエレベーターの正面側のアスファルト舗装と敷鉄板の敷設をするのかという問いがあり、アスファルトの舗装は、東側から来る歩行者が安全にエレベーターまで通行できるように舗装するものであり、敷鉄板の敷設は、歩行者が道路の端にある水路に落ちないようにするためであるという答弁がありました。

また、物価上昇に伴い、900万円の増額とあるが、委託業者との協定では、物価上昇等の問題が発生した場合の対応はどのようになっているのか。また、増額は適正な金額であるか精査したのかという問いがあり、協定書では、問題が生じた際はそれぞれ双方が協議をして進めることとなっている。精査についても職員により基準に基づいた積算を行ったという答弁がありました。

また、別の委員から、通学路にもなっているこの道路の工事について、教育委員会と協議はしたのかという問いがあり、教育委員会とは以前から協議を重ねており、特に着工前と工事中は通学路として危険がないか協議しており、今後も引き続き協議していくという答弁がありました。

この答弁を受けて、特に丁字路の部分についてはうまく誘導していただき、よりよい安全対策を図っていただきたいという要望がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されていることを申し添えて、総務建設常任委員会の報告といたします。

川村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第43号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議第39号から日程第6、請願第1号までの5議案を一括議題といたします。本5議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第39号、議第40号、議第41号、議第42号及び請願第1号の5議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに議第39号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の改正で葛城市において該当する施設は幾つあるのかという問いがあり、葛城市においては、小規模保育事業所2園が該当するが、受入児童はゼロ歳児から2歳児であるため、今回の改正で影響はないとの答弁がありました。

この答弁を受けて、ほかの委員からは、今後、保育士の配置基準についてどのような動きがあるのかという問いがあり、県においても同じような内容で条例改正をする動きがあり、葛城市においては、県知事が認可する保育所、認定こども園等に影響が出ると考えている。

今後も保育士確保に努めたいとの答弁がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定をいたしました。

次に、議第40号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について、議第41号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について、同じく議第42号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産処分についての3議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、組合はどのような目的で結成され、どういう業務を行っていたのか、また、解散後、各自治体はどういう事務をすることになるのかという問いがあり、昭和54年度から平成13年度までの期間において、地域の環境の整備改善を目的として、住宅の新築、改修、住宅の用に供する土地の取得について必要な資金の貸付けが行われており、その債権の回収事務を一元的かつ専門的に行う組織として、平成17年1月に23市町村で組合が設立された。現在組合を構成しているのは16市町村であり、当初の組合への債権者数移管数は3,655件、移管債権額は約100億円であったが、令和5年度末時点では、債権者数は829件、債権額は約22億6,000万円と大幅に減少したことに伴い、当初の効率的な回収という組合の目的を果たすことが難しい状況となったため、解散することに決定をした。解散後は、各自治体がその債権の移管を受け、回収事務を行うとの答弁がありました。

3議案とも討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第1号、葛城市における带状疱疹ワクチンへの一部助成を求める請願についてであります。

初めに、本請願の紹介議員から請願の趣旨及び概要について説明がございました。

質疑では、ワクチンの種類や効果、他市での助成の状況はという問いがあり、理事者から、国内には、現在、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、生ワクチンの接種回数は1回で、接種後1年間は50%から60%の予防効果があり、約5年間、一定の効果の持続期間があるとされている。不活化ワクチンについては2回の接種が必要で、接種後3年間は90%以上の予防効果があるとされている。また、約10年間、一定の効果の持続期間があり、費用は1回当たり2万円で、2回で約4万円かかると聞いている。奈良県下では山添村、御杖村で助成が行われており、奈良市においても令和6年7月から行われると確認している。奈良市では生ワクチンについては3,000円、不活化ワクチンについては1回6,000円を2回助成すると聞いているとの答弁がございました。

また、請願の紹介議員からは補足として、生ワクチンの接種費用は1回で約1万円と聞いているとの答弁がありました。

ほかの委員からは、定期接種と任意接種の違いは何か、また、たくさんあるワクチンの中で、なぜ带状疱疹ワクチンなのかという問いがあり、理事者からは、定期接種は予防接種法に基づき、国や自治体が主体となって行う接種である。一方、任意接種については予防接種法に規定されていない接種で、希望者が任意で行う接種であるとの答弁がありました。

請願の紹介議員からは、带状疱疹に罹患される方がかなり多く、症状として激痛が伴い、

後遺症が3年以上にわたって続いている患者の方がいることを葛城市医師会で共有されており、ワクチンの接種は高額であるため、控えておられる方も多いことから、請願に至ったと聞いているとの答弁がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

川村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第2、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第39号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第40号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第40号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第41号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第41号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

日程第6、請願第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は採択であります。本請願を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

ただいま採択することに決定いたしました請願第1号は、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果について報告を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は執行機関に送付し、その処理の経過及び結果について報告を求めることにいたします。

次に、日程第7、議第44号議案を議題といたします。本案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る6月13日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました議第44号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第2号）につきまして、6月21日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、まず会計年度任用職員の人件費がこの時期に補正予算に計上される理由という問いがあり、それぞれの課で病気休暇や産前産後休暇取得予定者が発生し、人事異動では対応が困難となり、会計年度任用職員を採用するための所要の予算を計上することになったという答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員から、会計年度任用職員の採用のめどは立っているのかという

間いがあり、補正予算可決後に募集するという答弁がございました。

また、別の委員から、今回の会計年度任用職員の補正予算に関連する休暇取得者の人数とその内訳は、また、正規職員と会計年度任用職員の人数とその割合はどれくらいになるのかという問いがあり、対象者は、病気休暇が3名と産前産後休暇予定者1名の合計4人で、そのうち2人は管理職である。また、令和5年4月1日時点の総職員数は777人で、行政職員は348人、44.8%である。会計年度任用職員は429人で、55.2%であるという答弁がございました。

この答弁を受け、葛城市は類似団体の平均と比べ、人口に対して職員の人数も予算も少ないと行政指標で示されている。業務の負担が職員に重くのしかかっているのではと思われる。客観的に分析し、市の在り方について議論していきたいという意見がございました。

また、別の委員から、市民より、新庄文化会館では非正規職員しかおらず、4月、5月では職員の不在による臨時休業があったと伺ったが、確かかという問いがあり、新庄文化会館では、職員不在のため事務所を閉めたことはあったが、臨時休業をしたことはない。事務所が職員不在にならないよう対応していたが、どうしても不在となった際の対応として、事務所の扉に不在のお知らせと緊急時連絡先を掲示し、電話も當麻文化会館に転送をかけていた。6月からは休んでいた職員は復帰しているという答弁がありました。

この答弁を受け、4月当初の人事異動は適切であったか、業務量に対する職員の数は妥当だったのかという問いがあり、人事ヒアリングは1回だけでなく、2回、3回と行っている。その際にも原課からもこの人数で問題ないと回答をもらっていた。原課の意見を尊重し、人事配置をしているという答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員から、市民生活に密着しているサービスを継続して提供するのが行政として困難である場合、指定管理者制度の導入も1つの方法だと思うが、検討されているのかという問いがあり、指定管理者制度も手段の1つとしてあるが、それ以外にも業務委託という方法もある。また、会計年度任用職員の採用も1つの手法と認識し、研究している段階であるという答弁がありました。

続いて、市長から、葛城市の場合は、職員が最大限頑張っている中で、不足する部分について会計年度任用職員の採用をしており、その働き方も、フルタイムからパートタイムなど様々な形態で採用をしているため、会計年度任用職員の人数だけでは比較できない部分がある。その中で、指定管理者制度の導入については前向きに検討している状況である。そういった中で、當麻複合施設に関しては、どの方法が市民にとって一番よいサービスを提供できるか検討した結果、指定管理者制度の導入をする予定であるが、経費とのバランスもあるので、そのことを踏まえながら導入していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、地域防災組織育成助成事業補助金の可搬消防ポンプの配備については、全大字に配備していく予定なのか。また、大字で活用していくことができるかどうかの確認はされているのかという問いがあり、現在25大字に配備しているが、申請があった大字に配備をしており、全大字への配備予定はない。また、活用については、日頃から点検や協議、訓練を行っているという報告を受けているという答弁がありました。

この答弁を受けて、各大字によってポンプの活用に差があるように見受けられる。より有効活用できるような体制が整えられるよう、行政でチェックをお願いしたいという要望がございました。

また、別の委員から、公民館の建替えについて大字負担はどうなっているのか。また、自治総合センターのコミュニティ助成金の採択がなければ、市として可搬消防ポンプの補助はしないのかという問いがあり、公民館の建替えについては、自治総合センターのコミュニティ助成金が費用の5分の3で、最大1,500万円あり、市からの補助金が残りの費用の2分の1である。大字の負担としてはその残額となる。また、可搬消防ポンプの補助については、現在では自治総合センターの助成金があれば、市としては補助しない運用となっているという答弁がありました。

この答弁を受け、もしどうしても公民館を建てたい場合は、助成金がつかなかった場合の対応はどうなっているのかという問いがあり、市長から、公民館を建てる場合に使える補助金の種類は少なくなっていることから、申請できる助成金は限られており、もし採択されない場合になると、大字の負担が大きくなるため、次年度に再度申請することになると考えている。また、可搬消防ポンプの配備については、現在、非常に災害に対する意識は高まっていると認識しており、既存の方法で対応していけるかどうかは、各大字や市民からの意見をいただいた中で検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。報告は以上でございます。

川村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第44号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されまし

た。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には、13日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご配慮をいただきまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会を閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、議員各位から、会期中に出された意見や要望を真摯に受け止められ、本市の更なる発展のため、創意工夫を凝らし、諸施策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の閉会の挨拶とさせていただきます。

最後に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月13日に開会されました令和6年第2回葛城市議会定例会が、15日間の全日程を終えさせていただき、本日をもちまして閉会の運びとなりました。議員の皆様方には、長期間にわたりまして、ご提案申し上げました各案件について慎重なるご審議を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となって、葛城市の更なる発展のため鋭意努力をしてまいる覚悟でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

川村議長 以上で令和6年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時22分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 川村 優子

議 会 副 議 長 杉本 訓規

署 名 議 員 奥本 佳史

署 名 議 員 松林 謙司